

明石こどもセンター廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

本業務は、明石こどもセンターから排出される廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に収集、運搬、処分することを目的とする。

※本業務の対象となる廃棄物の種類については、以下のとおり

- ① 可燃ごみ（生ごみ、紙くず、布製品・革製品）
- ② 缶、ビン、ペットボトル
- ③ 産業廃棄物（混合廃棄物：家電雑品等、プラスチック製品、ガラス、陶磁器、金属くず等）

※乾電池、蛍光灯類、特定家庭用機器は除外する。

2 業務名

明石こどもセンター廃棄物処理業務委託

3 契約の種類

単価契約

※委託費には、収集、運搬、処分等当該業務にかかる全ての費用を含む。

4 業務対象施設

明石こどもセンター（所在地：明石市ゆりのき通1-4-7）

5 履行期間

2023年4月1日から2024年3月31日までとする。

※長期継続契約

本業務委託は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であり、履行上問題がなく委託者、受託者双方に異存がなければ2028年3月31日まで延長するものとする。ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本委託業務にかかる歳出予算が減額または削除された場合は、この契約を変更または解除する。

※準備期間

契約締結日から2023年4月1日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とする。
なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとする。

6 業務内容

- (1) 各種廃棄物は毎週（月・水・金・土曜日）の午前5時から午後5時の間に収集すること。

※年始1/1～1/4は除く。

※飲料用ビン、缶、ペットボトルは、週1回（水曜日）に収集すること。

- (2) 廃棄物の種類ごとの排出予定量は、以下のとおり。ただし、排出予定量は、実際の排出量とは、異なる恐れがある。なお、その場合においても契約金額の増減は行わないこととする。

【廃棄物の種類ごとの排出予定量 1か月間】 ※ごみ袋は90L容量である。

	排出予定数
可燃ごみ	300袋（1,200kg）
ビン、缶、ペットボトル	25袋
産業廃棄物（混合廃棄物：家電雑品等、プラスチック製品、ガラス、陶磁器、金属くず等）	0～1袋（10kg）

※参考情報：2階建て（事務所機能＋子育て支援センター機能）／延べ床2,300㎡
程度／職員数約80名／給食業務による残菜あり

7 受託者の資格等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による明石市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による兵庫県知事または明石市の許可（品目は、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず）を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者であること。
- (3) 産業廃棄物の収集、運搬、処分については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を適切に運用すること。

8 業務計画書の提出

業務の履行に当たり、業務計画書を委託者に提出しなければならない。業務計画書には、業務体制・作業手順・作業方法・収集廃棄物の処分方法、連絡体制等を記載し、契約締結後1週間以内に提出すること。

9 委託業務報告書の提出

- (1) 一般廃棄物については、毎月「収集の日時」を把握できる書面を提出すること。
- (2) 産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の返却をもって報告

とみなす。

なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に定められた期間内に返却すること。

1 0 委託料の支払い

- (1) 各月の業務終了後、翌月 5 日までに委託者の指定する様式により委託業務報告書を提出し、委託者の確認を得ること。
- (2) 委託料の支払いは、月毎に行うものとする。
- (3) 委託者は、委託業務報告書及び請求書が適正であると認めた場合、請求のあった日から 3 0 日以内に委託料を支払うものとする。

1 1 その他

- (1) 受注者は、業務中に施設、設備等の汚破損が生じた場合には、速やかに監督職員に報告する。なお、故意又は過失による汚破損の場合には、受注者には、発生者に対し、その損害の全部につき、原状に復し又は損害の賠償をする。
- (2) 作業に当たって事故が発生した場合は、その全てについて、直ちに監督職員に報告する。
- (3) 受注者は、事業の範囲を証するものとして、許可証の写しをあらかじめ発注者に提出するものとする。なお、契約期間中に許可の期間が満了する場合は、期間が満了するまでに、所定の手続きを行い、許可の期間が更新された許可証の写しを速やかに提出するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者・受託者協議の上決定する。